

令和7年度鹿児島県地域おこし協力隊起業支援セミナー開催業務委託仕様書

1 事業の目的

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事などの地域協力活動を行いながら、当該地域への定住・定着を図ることを目的とした制度である。

本県においては、145人（令和7年3月31日現在）の地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）が県内各地で活動を行っているほか、任期を終了した隊員経験者も引き続き当該地域で様々な活動を行っており、任期終了後の隊員の定着率は、全国と同率である。

今後とも定着率を維持・向上させていくためには、任期終了後の生活の不安を取り除く支援を行う必要がある。そこで、支援策の1つとして、任期終了後の起業を支援する研修等の開催を行い、任期終了後における県内への定住促進を図るものとする。

2 委託業務名

令和7年度鹿児島県地域おこし協力隊起業支援セミナー開催業務

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託内容

(1) 地域おこし協力隊員向け起業支援セミナー

ア 対象

県内市町村で活動する地域おこし協力隊員

イ 内容

回数：2回以上

時間：（1回あたり）平日の半日程度を想定

方法：対面開催を基本とする。

- ・ 隊員の任期終了後の定着を支援するために、地域で起業する際に必要となる知識や手法に関する内容とすること。その内容に応じた研修会のプログラム、講師等を提案すること。
- ・ 研修会は、内容をより効果的に伝えられるよう、必要に応じて事例発表やグループワーク等を取り入れたものとする。資料は事前に県に提出し、承認を得ること。
- ・ 研修会に参加した隊員が利用できるような起業支援に関する取組等がある場合は、それらの周知も検討に入れること。

(2) 県内で活動する地域おこし協力隊員の支援

- ・ 隊員の起業に関して、(1)の他に実施できる提案がある場合は、その内容・体制を提案すること。

(3) 全体管理業務

受託者は、上記4(1)の業務をする他、研修会の日程調整、講師の選定、事業実施に必要な全ての業務を行う。ただし、研修会の開催に当たって準備から当日までの実施体制について、県に一定の役割分担が発生する場合は、その内容を企画提案書に示すこと。

5 成果報告について

(1) 作成する成果品

委託事業で実施した内容をまとめた実績報告書

※ 報告書には、研修会の内容を踏まえた、次年度の事業実施に当たっての改善点や新たな提案等も盛り込むこと。

(2) 成果品の提出期限

令和8年3月31日（火）

6 留意事項

(1) 人員体制・スケジュール等に関すること

ア 事業を円滑に実施する体制を構築すること。

イ 企画提案書においては、人員体制や各人の役割について、具体的に示すこと。

ウ 受託者は、本業務委託を実施するに当たり、スケジュール等に十分配慮し、委託者との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

なお、県は必要に応じ、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができるものとする。

(2) 研修会に関すること

ア 研修会は、対面での実施を基本とするが、実施方法等については、県地域政策課と協議の上、決定すること。

イ 講師、隊員等の関係者に対して、研修会等の開催に係る連絡調整の一切を行うこと。

ウ 研修会等の参加者に対し、研修内容等に係るアンケートを実施すること。

エ 各種研修等の内容の詳細については、県地域政策課と協議の上、決定すること。

(3) その他

ア 仕様書に定めのない事項については、県地域政策課と協議の上、決定すること。

7 著作権等

本事業により得られた成果品及び電子データ等、新たに作成したコンテンツに関する著作権と、これを構成する素材の著作権（二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む）は、委託者に帰属する。

なお、委託者は、これらが無償で自由に改編し、二次利用することができるものとする。